

ポスター発表 7			
主題	専門性ある新人職員、機能訓練指導員のスキルアップ		
副題	実際の現場で働いて学んだ事		
キーワード1	機能訓練	キーワード2	研究期間 6ヶ月
法人名	社会福祉法人白秋会		
事業所名	特別養護老人ホーム 泰山		
発表者： 向家 周斗	アドバイザー：中川千弥		
共同研究者：氏名 藤本和久			
電 話	03-5622-1165	FAX	03-5622-1673
今回発表の 事業所や サービスの 紹介	東京23区の東に位置する江戸川区にある社会福祉法人白秋会は、平成14年開設以来小規模多機能型居宅介護や定期巡回随時対応型訪問介護看護等地域に密着した事業展開を行っており、特別養護老人ホーム泰山においてもサテライト型逆デイサービスの実施等地域性豊かなサービスの提供に努めています。		

《1. 研究前の状況と課題》

開設以来、特別養護老人ホーム泰山では常勤の機能訓練指導員の採用は無くこれまでのスタッフによりご利用者の皆様にリハビリを提供させて頂いておりました。平成27年第6期介護保険改正では機能訓練についての必要性や重要性を明示されましたが、これをうけ、これまでの機能訓練の在り方の見直しと共に、新卒の機能訓練指導員の採用を決定いたしました。熟練した機能訓練指導員が新しい職員を育成していく中で、新卒の機能訓練指導員が習熟し、これまでのリハビリ、これからのリハビリを構築し、御利用者により効果的に機能訓練を実施していく事が課題である。

《2. 研究の目的ならびに仮説》

これまで本施設では、心がある事をモットーとした施設サービスを目指し、其々の職種に合わせ新任研修からスタートする育成方法に取り組んできました。

しかし、新卒の機能訓練指導員の新規採用が無かったことから、初任者研修をはじめ指導方法等の手順もなく、平成27年度4月に創設された通所やショートステイ等における個別機能訓練加算（Ⅰ）個別機能訓練加算（Ⅱ）から読み取れる、個別機能訓練の在り方の構築が急務である中、どのように新卒の機能訓練指導員が施設の現場でスキルアップを図っていくのかを目的とし御利用者への機能訓練が更に充実したものとなるよう取り組んだ。

《3. 具体的な取り組みの内容》

高齢施設で必要な技術や知識の明示と指導要領の構築、機能訓練指導員に関する新任研修の実施記録の整備。

ご利用者のアセスメント、個別機能訓練計画の確認、見直し、IADLに基づく、したい事、これからも継続したい事等の聞き取りを実施。従来のリハビリの手法、これからのリハビリの必要性を検討。

新任機能訓練指導員の熟達度の評価は人事考課達成度評価表により実施。ご利用者の機能訓練充実の効果は本施設で実施している目標達成型機能訓練の達成度により検証。

検証期間は第6期介護保険改正以前平成26年12月から翌年改正後6月までとした。

《4. 取り組みの結果》

新卒の機能訓練指導員は、その資格により其々スキルが異なる。本研究対象者である資格は、柔道整復師で、学校の実技では包帯の巻き方やテーピング、骨折・脱臼の整復、固定の仕方、比較的若い人に対するリハビリや問診、触診の仕方等の基本知識、座学では国家試験に受かる為の勉強で基本的に接骨院や整形で働く為の知識であった。その為、高齢者施設の現場で実際必要なスキルは学んできた事では足りない部分が多くあり、専門性のある資格を有して入職しても業務に適した指導要領が必要不可欠であり、適正な達成度の評価は専門職種において重要なスキルアップにつながった。

また、専門性のある、新任職員の指導要領が整備できたことで、従来の専門職の在り方の見直しとなった。

ご利用者に対するリハビリは、在宅のご利用者に向けた機能訓練加算（Ⅱ）から読み取れる、施設サービスご利用者へのアプローチも取り入れ、従来の手法に新任職員の意向等も加味し更に充実したものとなった。心身の機能にあるように、機能訓練指導員の人としての関わりについても大きく影響があり、新たな職員による人としての関わりが、新鮮であった事も功を奏し、ご利用者の機能訓練やIADL向上に対する取り組みが積極的に取り組まれ早期に目標達成された方が増加する成果がみられた。

《5. 考察、まとめ》

人材の育成については、其々の専門性に基づき実施されているものであるが、生活の場でもある特別養護老人ホームでは、専門知識

だけでは対応できない事も多く、ご利用者へのサービス提供中にトイレ誘導や介助等も必要であり、認知症の方への適切な対応等も介護職員のみではなく必要な業務でもあり、指導要領の中に盛り込むことで、その一つ一つを認識、習得する事も重要な専門職のスキルアップである事が認識できた。またそれにより、ご利用者が安心して楽しくリハビリに取り組む事ができADL・IADLの向上に直結し更に充実したリハビリに繋がるという相乗効果となった。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

なお、本研究発表を行うにあたり、ご本人（ご家族）に口頭にて確認をし、本研究発表以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し、回答をもって同意を得たこととした。

《7. 参考文献》

該当なし

《8. 提案と発信》

現在、高齢者福祉施設において、介護職員のキャリアアップ制度や処遇改善等も制度化されております。より良い施設を目指し当法人においても積極的に取り組んでおりますが、専門職の重要性も高く、これからの高齢社会の中で重要視されている機能訓練についても、福祉施設に向けた機能訓練指導員の新人育成は必要不可欠であると考えます。健康管理の要である看護職や管理栄養士、ご家族との窓口になる相談員介護支援専門員等、同じ職名でも有する資格が異なる事もありその事も踏まえ専門職であるからこそその評価が必要で、その評価は更なるスキルアップにつながり質の高い施設構築の要となるものであります。専門性のある若い力は、ご利用者にとっても、日常生活の支援の基盤となる他、生きる楽しみの原動力ともなっていることから、介護職員の育成と共に福祉施設に従事する専門職の育成と評価も強化する必要があると考えています。